漁船漁業参考様式第４号（告示第５条関係）　　（日本工業規格Ａ列４）

申　請　者　の　誓　約　書

下記の事項を誓約します。

記

【誓約事項】

１　法第39条第３項の主務省令で定める基準のほか、漁船漁業職種及び養殖業職種に属する作業について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等（平成29年農林水産省告示第937号）第５条に定める基準に従って業務を実施します。

２　当該業務の実施に当たり、技能実習指導員及び技能実習生が乗り組む漁船との間で確実に連絡をとれるよう、次のとおり、通信手段を確保しています。

通信手段：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

３　上記のほか、農林水産省告示及び技能実習に関する法令に違反することは決して致しません。万一、当該告示及び法令に違反してしまったときは、直ちに外国人技能実習機構に報告します。

年　　月　　日　作成

申請者の名称

作成責任者　役職・氏名　　㊞